

都道府県
指定都市

市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）

法第 45 条第 1 項第 6 号に係る事業報告書等の提出について

平素より、市民活動行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年 4 月 1 日に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）が施行され、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）が改正されたところですが、標記に係る法の運用について、下記のとおり留意点をまとめたので、事務運営上の参考として頂きますようお願いいたします。

記

- 1 . 法第 45 条第 1 項第 6 号においては、法第 29 条の規定により事業報告書等を条例で定めた期間内に提出していることが求められているが、これは、事業報告書等の適切かつ確実な提出が、情報公開の観点から極めて重要であるとの認識から、認定基準として明記されたものである一方、認定基準自体は、実績判定期間を通じて「その運営組織及び事業活動が適正」（法第 44 条第 1 項）であるか否かを判断する観点から運用されるべきものである。
- 2 . このため、例えば、事業報告書等の提出遅延等が、申請者の責に帰されない事情その他止むを得ない事情による場合^{（注）}にあつては、その事情を勘案して、法第 45 条第 1 項第 6 号の基準への適合又は不適合を判断することとなる。また、例えば、実績判定期間中に一度だけ事業報告書等の軽微な提出遅延があつた等の場合で、その際の事情や前後の期間における状況等を勘案すれば、事業報告書等の適切かつ確実な提出や情報公開の体制について「適正」な状況にあると判断できるような場合には、6 号基準は満たしているものと考えられることは可能であると解される。
- 3 . 法第 29 条に規定される条例で定めた期間内の「提出」とは、当初の提出が行われていれば足りるものと解される。このため、当初の提出後に書類の補正（事業費・管理費の区分を明確にするため等の計算書類の訂正を含む。）のためのやりとりが生じることにより、期間内に補正後の提出（最終的な受理）に至らない場合においても、未提出あるいは提出遅延の取扱いとはならない。
- 4 . なお、東日本大震災後、震災によってその提出が困難であつたと認められる場合には、事業報告書等の提出義務について 6 カ月の免責期限が設けられたところであり、それを踏まえた対応とされたい。

(注) 具体的には、例えば、事務担当者が一人しかいない法人であって、その者が急遽入院したこと等によって最低限度と考えられる期間の遅延が発生した場合や、当初予定していた総会において決議がなされず修正のための臨時総会開催が必要となり、そのために必要な最低限度の期間の遅延が発生した場合などが考えられる。仮にこうした事情の発生を除けば、事業報告書等の期間内の提出が十分に確保される状態にあると認められる場合には、6号基準を満たしているものと考えられることは可能であると解される。

なお、「申請者の責に帰されない事情」とは、例えば、天災の影響や郵便事情による遅延などの事由が考えられる。

以上

(参考)

特定非営利活動促進法(抄)

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(認定)

第44条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

(認定の基準)

第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

六 各事業年度において、事業報告書等を第29条の規定により所轄庁に提出していること。